

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第27号

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例施行規則（平成8年静岡県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（自動販売機等による図書類又は<u>がん具類等</u>の販売等の届出）</p> <p><b>第3条</b> 条例第10条の5第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又は<u>がん具類等</u>の種類</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、様式第2号による自動販売機等による図書類（<u>がん具類等</u>）販売等開始届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>自動販売機等管理者が条例第10条の6第2項第2号に掲げる者に該当しない旨の市町の長の証明書</u></p> <p>3 前項の自動販売機等による図書類（<u>がん具類等</u>）販売等開始届出書は、販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の場合において、その変更が、次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 条例第10条の5第1項第4号に掲げる事</p>	<p>（自動販売機等による図書類又は<u>玩具類等</u>の販売等の届出）</p> <p><b>第3条</b> 条例第10条の5第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又は<u>玩具類等</u>の種類</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 条例第10条の5第1項の規定による届出は、様式第2号による自動販売機等による図書類（<u>玩具類等</u>）販売等開始届出書により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 前項の自動販売機等による図書類（<u>玩具類等</u>）販売等開始届出書は、販売又は貸付けを開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 前項の場合において、その変更が、次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 条例第10条の5第1項第4号に掲げる事</p>

項 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる書類

ア 自動販売機等管理者の交替による場合  
変更後の自動販売機等管理者に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる書類

イ (略)

別表 (略)

施設の名称	位置
(略)	
静岡県立三ヶ日青年の家	(略)
<u>熱海市立姫の沢自然の家</u>	<u>熱海市</u>
伊豆の国市野外活動センター	(略)
(略)	

項 次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に掲げる書類

ア 自動販売機等管理者の交替による場合  
変更後の自動販売機等管理者に係る前条第2項第3号及び第4号に掲げる書類

イ (略)

別表 (略)

施設の名称	位置
(略)	
静岡県立三ヶ日青年の家	(略)
伊豆の国市野外活動センター	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。